

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和四年十一月四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

号	第 秩 二	指 定 番 号
第 一 項 第 五 号	建 築 基 準 法 第 四 十 二 条	指 定 に 係 る 道 路 の 種 類
八 日	令 和 四 年 十 月 二 十	指 定 の 年 月 日
七、千三百一 番二十四	埼 玉 県 秩 父 郡 皆 野 町 大 字 皆 野 字 下 原 千 三 百 番	指 定 に 係 る 道 路 の 位 置
	三 十 四 ・ 六 〇	指 定 に 係 る 道 路 の 延 長 (単 位 メートル)
	四 ・ 二 〇	指 定 に 係 る 道 路 の 幅 員 (単 位 メートル)